

出生届に伴う手続き

出生届についての問い合わせ先
中央窓口センター 戸籍担当
☎088-823-9431 [本庁舎1階103]

■届出後の戸籍謄(抄)本を取得されたい方へ

【お子さんの本籍が高知市の場合】 受理された日の4～5日後(閉庁日除く)に取得できます。

【お子さんの本籍が高知市以外の場合】取得できるようになるまでに2～3週間ほどかかります。

※お急ぎの場合は本籍地の市区町村役場へお尋ねください。

■届出後の住民票を取得されたい方へ

【住所が高知市の場合】 受理された日の翌日(閉庁日除く)から取得できます。

【住所が高知市以外の場合】取得できるようになるまでに2週間ほどかかります。

※お急ぎの場合は住所地の市町村役場へお尋ねください。

※マイナンバーカードによるコンビニ交付も可能ですが、表示できる項目に制限がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。QRコードはこちら→



◆出生届に伴う必要なお手続き◆

◆ 住民登録・マイナンバー	
手続き	◆は地域窓口センターでも受付可 / 内容 《手続きに必要なもの》
住民登録	◆ お子さんの住民票は、出生届により記載されますので、手続きは必要ありません。「住民票コード通知票」が後日郵送されます。
担当窓口： 中央窓口センター 記録担当 ☎088-823-9430 [本庁舎1階103]	
マイナンバー	◆ 住民登録により付番されますので、手続きは必要ありません。 マイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」が転送不要・簡易書留で郵送されます。(個人番号通知書は、住民票ができてから2～3週間で郵送されます。通知前に個人番号の確認が必要な場合は、住民票を取得していただくことによって確認できます。) ※1歳未満の方のマイナンバーカードは令和6年12月2日から顔写真なしで作成されます。また、出生届と同時に申請できる特急発行の運用も開始されました。
担当窓口： 中央窓口センター マイナンバー交付担当 ☎088-823-9455 [本庁舎1階103]	

◆ 国民健康保険	
手続き	◆は地域窓口センターでも受付可 / 内容 《手続きに必要なもの》
国民健康保険	◆ お子さんが国民健康保険に加入する場合は手続きが必要です。 ※国民健康保険以外の保険に加入する場合は、勤務先へ手続きについてご相談ください。
保険料の減免	国民健康保険加入者が出産された場合、申請により産前産後期間の保険料が減免されます。 ※既に限度額に達している世帯は、保険料が減額されない場合があります。 《本人確認書類(資格確認証, 免許証, マイナンバーカード等), 母子健康手帳》
担当窓口： 保険医療課 資格賦課担当 ☎088-823-9360 [本庁舎1階106]	
出産育児一時金	◆ 国民健康保険加入者が出産された場合、申請により1児につき48万8千円の出産育児一時金が支給されます。 ただし、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産された場合は、1万2千円を加算して支給されます。 ※産科医療保障制度の改正によって、令和5年4月1日出産から、出産育児一時金の額が上記のとおり変更されました。令和5年3月31日までの出産については、出産育児一時金が40万8千円で、加算額が1万2千円です。 ※国民健康保険以外の保険に加入している方は、勤務先へご確認ください。 《本人確認書類, 出生届出済証明のある母子手帳または出生証明書の写し, 出産費用領収明細書, 直接支払制度合意文書, 世帯主名義の預金口座番号》
担当窓口： 保険医療課 給付担当 ☎088-823-9359 [本庁舎1階107]	

◆ 国民年金	
手続き	◆は地域窓口センターでも受付可 / 内容 <手続きに必要なもの>
国民年金	【国民年金(1号)被保険者の方】 出産された方について、産前産後期間の国民年金保険料の免除制度があります。 《マイナンバーカード(または、基礎年金番号がわかるものと本人確認書類)、母子健康手帳》
	【障害基礎年金受給者の方】 子どもの加算開始事由該当届の手続きが必要な場合があります。国民年金担当窓口または年金事務所にて手続きに必要なものをご確認ください。
	【障害厚生年金・障害共済年金受給者の方】 年金事務所または各共済組合へご相談ください。
	担当窓口： 中央窓口センター 国民年金担当 ☎088-823-9439 [本庁舎1階109]

◆ 子どもの手当や医療	
手続き	◆は地域窓口センターでも受付可 / 内容 <手続きに必要なもの>
手当	児童手当 ◆ 高校修了までの子どもを養育している親や養育者に支給されます。申請が必要です。《請求者の口座番号、請求者の加入保険の資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)》 ※令和6年10月資格分から支給対象年齢を高校生年代(18歳に到達した最初の年度末)までに拡大しています。 ※子どもを養育している方が住民登録している市区町村で請求してください。 ※原則、手続きの翌月分から支給されます。(月末の出生の場合は、手続きが出生の翌日から15日以内であれば、出生月の翌月分から支給されます。) ※養育者が父母の場合、所得が高い方が請求者になります。 ※公務員の場合は、勤務先で請求してください。
	児童扶養手当 18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭等で、一定の要件を満たしている場合に支給されます。申請が必要です。 ※状況に応じて必要書類がありますので、事前にご相談ください。
	子ども医療 ◆ 中学校修了までの子どもの医療費の保険診療分の自己負担分が助成されます。お子さんの保険加入が済みましたら申請が必要です。《子どもの加入保険の資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)》 ※令和6年10月診療分から対象年齢を中学校修了までに拡大しています。
	ひとり親家庭医療 18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親がいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療分の自己負担分が助成されます。申請が必要です。 《子どもと養育者の加入保険の資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)、養育者の本人確認書類、その他状況に応じて必要書類がありますので、事前にご相談ください。》
医療	未熟児養育医療 出生時体重が2000g以下の赤ちゃんや、特に生活力が弱い赤ちゃんで医師が入院養育の必要があると認めた場合、入院治療費のうち保険診療の自己負担分が助成されます。生後2週間以内に申請が必要です。《お子さんの加入保険の資格情報が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等)》
担当窓口： 子育て給付課 ☎088-823-9447 [本庁舎3階301-2]	

◆ その他	
手続き	◆は地域窓口センターでも受付可 / 内容 <手続きに必要なもの>
市営住宅	住宅管理センターでの手続きが必要です。《必要書類についてはお問い合わせください》
担当窓口： 高知市営住宅管理センター ☎088-823-9067 [本庁舎5階503]	
市民税	確定申告(市県民税申告)時に、扶養親族の申請ができる場合があります。また、ひとり親の場合は、ひとり親控除の申請ができる場合があります。給与所得の方は、年末調整時に勤務先でご確認ください。
担当窓口： 市民税課 ☎088-823-9421 [本庁舎2階201]	